

平成 18 年 12 月 27 日

雇用保険制度の見直しについて（案）

第1 雇用保険制度の現状

1 雇用保険財政の現状

(1) 失業等給付の状況

- 現下の雇用失業情勢は、厳しさが残るもの、改善が進んでいる（完全失業率は、平成 15 年度 5.1%、16 年度 4.6%、17 年度 4.3%）。
- こうした雇用失業情勢の改善や、平成 15 年の雇用保険法改正（以下「15 年改正」という。）による給付の重点化等により、給付の太宗を占める基本手当の受給者実人員は減少し、15 年度 83 万 9 千人（対前年度比 19.9% 減）、16 年度 68 万 2 千人（同 18.8% 減）、17 年度 62 万 8 千人（同 7.9% 減）となった。
- 失業等給付に係る財政状況をみると、以上の受給者減や、15 年改正による給付の見直し等を背景として、収支は平成 15 年度からプラスに転じ、15 年度の差引剰余は 4,000 億円、16 年度は 7,962 億円となり、17 年度は 1 兆 2,006 億円となっている。これにより積立金残高も増加し、15 年度末は 8,064 億円、16 年度末は 1 兆 6,026 億円となり、17 年度末には 2 兆 8,032 億円に達している。
- このように、失業等給付に係る財政状況は、平成 14 年度末には積立金残高が 4,064 億円と、積立金が枯渉しかねなかった状況から急速に改善している。

(2) 雇用保険三事業の状況

- 雇用保険三事業については、雇用失業情勢や事業実績等を勘案して毎年見直しを進めている。特に平成 16 年度を初年度としていわゆる P D C A サイクルによる目標管理を徹底してきており、雇用失業情勢の改善傾向と相まって、その支出は減少傾向にある。予算ベースでみると、雇用保険三事業の支出額は 13 年度以降 6 年連続してマイナスであり、12 年度の予算額 7,208 億円に対し 18 年度は 4,167 億円と、この 7 年間で約 6 割の水準まで減少してきている。
- このため、雇用保険三事業に係る財政状況についても、平成 15 年度の差引剰余が 999 億円（同年度末の安定資金残高 4,010 億円）、16 年度が 1,301 億円（同 5,312 億円）、17 年度が 1,571 億円（同 6,883 億円）となるなど、失業等給

付に係る財政状況と同様に改善傾向にある。

2 雇用保険制度をめぐる最近の動き

(1) 1でみたように、雇用保険制度の財政状況は全体として改善傾向にある。しかしながら、一方で我が国財政は主要先進国中で最悪の状況にあり、歳出・歳入一体改革を進めることが喫緊の課題となっている。

特別会計については、その内容が分かりにくいことに加え、固有の財源等をもって不要不急の事業が行われているのではないか等の問題点が指摘され、抜本的な見直しが不可欠とされる中で、雇用保険の国庫負担の在り方や雇用保険三事業に対しても、以下のとおりの財政制度等審議会からの指摘や閣議決定が行われた。

- 「雇用保険等については、現時点においても、セーフティネットとして国として行う必要性が認められるとともに、保険料財源を中心に運営されていることから区分経理の必要性も認められる。

しかしながら、雇用保険三事業については、近年の雇用失業情勢に照らし、保険料財源を使って安易に事業を進めるなど本来の目的を逸しているものもあるのではないかとの批判がある。このため、これら事業については、真に雇用・就業に資するかどうかという観点から、目標管理の手法を活用するなどの取組も進められているが、単なる事業の効果の評価にとどまることなく、事業のそもそもの必要性にまで遡り、それぞれの事業の廃止を含めた見直しにより、事業全体の更なる縮減・合理化を厳しく行っていくべきである。

なお、雇用保険制度の根幹である失業等給付が労使の共同連帯による保険制度であることや、諸外国における国庫負担率に鑑みれば、雇用保険制度全体についても、国庫負担の在り方も含め見直しを検討すべきである。」（「特別会計の見直しについて－制度の再点検と改革の方向性－」（平成 17 年 11 月 21 日財政制度等審議会報告））

- 「労働保険特別会計については、原則として純粋な保険給付事業に限り本特別会計にて経理するものとし、労働福祉事業及び雇用保険 3 事業については、廃止も含め徹底的な見直しを行うものとする。また、失業給付事業における国庫負担の在り方については、廃止を含め検討するものとする。」（「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定））

(2) 「行政改革の重要方針」の閣議決定を受け、先の通常国会で成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）（以下「行政改革推進法」という。）においては、第 23 条として以下のような規定が設けられた。

- 「労働保険特別会計において経理される事業は、労災保険法の規定による保険給付に係る事業及び雇用保険法の規定による失業等給付に係る事業に限ることを基本とし、労災保険法の規定による労働福祉事業並びに雇用保険法の規定

による雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業については、廃止を含めた見直しを行うものとする。」（第 23 条第 1 項）

- 「雇用保険法第六十六条の規定による国庫負担（失業等給付に係るものに限る。）の在り方については、廃止を含めて検討するものとする。」（第 23 条第 2 項）

(3) さらに、本年 7 月 7 日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（「基本方針 2006」）においては、歳出・歳入一体改革で財政健全化の努力を中長期的に維持・強化していくことが改革の基本とされ、社会保障分野における歳出抑制策として、雇用保険制度についても、以下のような内容が盛り込まれている。

- 「失業等給付の国庫負担の在り方については、「廃止を含めて検討する」という「行政改革推進法」の趣旨を踏まえ、かつ、昨今の雇用保険財政の状況（積立金2.5兆円）にかんがみ、2007年度において、廃止を含む見直しを行う。」

第 2 雇用保険制度の見直しの方向

① 第 1 に掲げた雇用保険制度の現状、② 平成 14 年 12 月 26 日付け当部会報告において「今後の課題」とされた諸課題、③ 昨年 7 月 27 日に「雇用政策研究会」（注）報告においてとりまとめられた、人口減少下において経済社会の停滞を回避し、働く意欲と能力があるすべての人が可能な限り働ける社会の構築を目指すという今後 10 年間の雇用政策全体の方向性、④ 改正高年齢者雇用安定法の施行等 15 年改正以降の雇用対策の動向等を踏まえ、雇用保険制度全体の在り方について当部会において議論を進めてきたところである。

本年 8 月 4 日には、それまでの議論等を中間報告として取りまとめたところであるが、当該中間報告も踏まえ、さらに具体的な検討を深めた結果、直ちに着手すべき制度改正事項について、以下の結論を得た。

（注）厚生労働省職業安定局長が参考を委嘱した学識経験者（14 名）による研究会（座長：小野旭
（独）労働政策研究・研修機構理事長）

1 適用

雇用就業形態の多様化が進展していること等を踏まえ、15 年改正で通常労働者と短時間労働者の給付内容の一本化を図ったところであり、同様の趣旨から、短時間労働被保険者の被保険者資格区分をなくし、一般被保険者として一本化すべきである（受給資格要件の一本化については、2（1）参照。）。

2 失業等給付

(1) 基本手当

上記1の被保険者資格の一本化に伴い、当然に、受給資格要件（現行は通常6月・月14日以上、短時間労働被保険者12月・月11日以上）についても一本化を図る必要があるが、循環的な給付や安易な受給を未然に防ぐことも重要である。

このため、解雇・倒産等による離職である特定受給資格者の受給資格要件を6月・月11日以上とし、特定受給資格者以外の者（自己都合離職者、期間満了者等）のそれを12月・月11日以上とすべきである。

なお、被保険者期間1年未満でいわゆる雇止めによって離職した者について、特定受給資格者とする範囲を適切に見直すべきである。

(2) 特例一時金

特例一時金は循環的な給付であり、その在り方について引き続き検討が必要であるが、少なくとも、一般被保険者の受給資格要件、給付内容とのバランス等を考慮して給付水準（現行基本手当日額50日相当分）を見直すべきである。

このため、給付水準を基本手当日額30日相当分とすることとするが、当該給付を受ける者の現状等を考慮し、当面の間は40日相当分とすることもやむを得ないものと考える。

これに関連して、関係省庁や関係自治体等とも連携しつつ、積雪寒冷地等の地域雇用対策を推進すべきである。

なお、労働者代表委員より、給付水準を維持すべきであるとの意見があった。

(3) 教育訓練給付

教育訓練給付については、失業予防や早期再就職等雇用の安定に一定程度の効果はあると考えられるが、給付水準の違いは、このような効果との関係に乏しい。また、さらなる不正受給防止のための措置を講ずる必要がある。このため、給付水準を一本化（費用の2割、上限10万円）するとともに、教育訓練事業者に対して、不正受給事案を帮助した場合の連帯納付命令や報告義務を課すべきである。併せて、引き続き、講座の見直し等を進めるべきである。

一方、若年労働者の定着率の向上等雇用の安定のため、自主的な職業能力の開発の促進を図ることが重要であることから、当該給付を初めて受給する者については、当面の間、受給要件を緩和（被保険者期間3年→1年）すべきである。

(4) 育児・介護休業給付

少子化対策は我が国の喫緊の課題であるが、育児休業給付は、制度創設以来、育児休業の取得を促進する重要な施策として位置づけられていることから、一般求職者給付（基本手当）との均衡に配慮しつつ、暫定的に、給付率を休業前賃金の50%の水準に引き上げ、雇用保険制度としての最大限の対応を図ることはやむ

を得ないものと考える。ただし、育児休業期間の算定基礎期間への不算入といった被保険者期間に係る調整規定を設けるべきである。

また、育児・介護休業法の改正に伴う改正により、育児休業給付及び介護休業給付は、平成17年度から期間雇用者に対しても給付されているが、その施行状況等にかんがみ、その支給要件を育児・介護休業法の取扱いに統一する方向で見直すべきである。

これに関連して、育児休業の取得を促進する方策を、育児休業給付以外の手法（雇用安定事業等）も活用しつつ拡充すべきである。

3 雇用保険三事業

① 雇用保険三事業の見直し整理案（平成18年7月26日雇用保険三事業見直し検討会）を踏まえ、失業等給付の抑制に資する観点から、雇用福祉事業を事業類型としては廃止する（ただし、個別事業（事業内容を見直したものも含む。）について、失業等給付の抑制に資するものであり、かつ、効果的なものについては、雇用安定事業又は能力開発事業として実施することが適当である。）とともに、既存事業の規模を大幅に縮減し、各個別事業について、引き続き不断の見直しを行うべきである。

また、人口減少下において経済社会の停滞を回避し、働く意欲と能力があるすべての人が可能な限り働ける社会の構築を目指すため、特に雇用保険の被保険者となることを希望する若年者等についても、雇用安定事業等の対象として明確化すべきものと考える。

② 雇用安定事業及び能力開発事業については、今後、当面は以下のような雇用対策に重点を置くべきである。

ア 人口減少下において、若者、高齢者、女性、障害者等すべての人の就業参加の実現を目的とした雇用対策の推進

（ア）フリーターの常用雇用化等若年者雇用対策の強化

（イ）団塊世代の高齢化に対応した高齢者雇用対策の推進

（ウ）育児期間中の雇用継続、能力開発、再就職の促進等両立支援対策の推進

（エ）非正規労働者の安定した雇用の促進

（オ）雇用情勢の厳しい地域に重点化した地域雇用対策の推進

（カ）福祉と雇用の連携による障害者等の自立・就労支援

イ 雇用のミスマッチ縮小のための求職者・労働者に着目した雇用対策の推進

（ア）雇用保険受給資格者の早期再就職の促進

（イ）離職予定在職者や転職希望者の失業を経ない再就職の促進

（ウ）中小企業における人材確保及び職業能力開発の促進

（エ）雇用管理の改善による職場定着の促進等

（オ）ミスマッチ縮小のための職業能力開発対策の推進

③ 雇用安定事業等の保険料率について、保険料負担者の負担軽減をより機動的に図ることが可能となるよう、弾力条項の連続発動期間の限度（2年間）を撤廃すべきである。

なお、この措置は、平成19年度より発動される弾力条項（ $3.5/1000 \rightarrow 3/1000$ ）による保険料率の引下げから適用されるべきである。

4 財政運営

（1）総論

雇用保険は必要不可欠なセーフティーネットであり、将来にわたり安定的に機能するよう制度の健全な運営を確保することが何よりも重要である。その上で、行政改革推進法等で指摘された課題に対応する必要がある。

（2）国庫負担

雇用保険制度の前身である失業保険法時代より国庫も失業等給付に係る費用の一部を負担しているのは、雇用保険制度における最も主たる保険事故である失業は、政府の経済政策、雇用対策と無縁ではなく、政府もその責任の一端を担うべきであるとの考え方によるものである。このような経緯や雇用保険の被保険者等の期待等を勘案すると、失業等給付に係る国庫負担の制度を全廃することは、国の雇用対策に係る責任放棄につながり、適当ではない。

ただし、行政改革推進法の趣旨を踏まえ、かつ、現在の雇用保険財政の状況や従前実施した国庫負担率の縮減方法等にかんがみ、雇用保険制度の安定的運営を確保できることを前提に、以下のような措置を執ることもやむを得ないものと考える。

① 高年齢雇用継続給付に係る国庫負担の廃止

高年齢雇用継続給付は、原則として平成24年度までの措置とし、激変を避ける観点から、その後段階的に廃止すべきものとされ（第3⑤参照。）、本来の趣旨が薄れたこと等を踏まえ、国庫負担を行わないこととする。

② 当分の間、国庫負担を本来の負担額の55%に引き下げるのこととする。

（3）保険料率

① 現在の雇用保険の財政状況、給付水準等だけを勘案すると、失業等給付の保険料率について、大幅な料率の引き下げが可能とも考え得る一方、今後の経済情勢の動きによって給付が大幅に増加することも十分予想されることから、制度の健全な運営を確保しつつ、保険料負担者の負担軽減を図っていくことが必要である。このため、弾力条項による変更幅を $\pm 2/1000$ から $\pm 4/1000$ とし、毎年、前年決算の結果を勘案の上、必要に応じ、翌年度の保険料率にその状況や雇用・失業情勢等を適切に反映させること等により、弾力条項の適切な運用

を図るべきである。また、積立金については、適切な水準の確保に努めるべきである。さらに、当該弾力条項は平成 19 年度から 4/1000 引き下げる形で発動すべきである。

- ② 雇用安定事業等の保険料率について、保険料負担者の負担軽減により機動的に図ることが可能となるよう、弾力条項の連続発動期間の限度（2年間）を撤廃すべきである。

なお、この措置は、平成 19 年度より発動される弾力条項（3.5/1000 → 3/1000）による保険料率の引下げから適用されるべきである。（再掲）

第3 今後の課題

- ① マルチジョブホルダー等就業形態の多様化に対応した雇用保険の適用範囲について、今後とも議論すべきである。
- ② 労働政策の対象年齢との関連も念頭に置きつつ、65 歳以降への対処について、今後とも検討すべきである。
- ③ 基本手当の所定給付日数及び日額水準については、平成 12 年及び 15 年の雇用保険法改正により受給者の早期再就職の促進等の観点から抜本的な適正化を行ったことから、当面、給付水準を変更すべきではなく、15 年改正の効果をさらに見極めるべきである。
- ④ 失業認定等基本手当に係る制度の運用や育児休業給付等その他の給付制度の運用については、その実態等を把握の上、不断に必要な改善を行っていくべきである。
- ⑤ 高年齢雇用継続給付については、改正高年齢者雇用安定法等を踏まえ、原則として平成 24 年度までの措置とし、激変を避ける観点から、その後段階的に廃止すべきである（同年度までに 60 歳に達した者を対象とする。）。

なお、給付内容については、当面現状維持とするべきである。また、改正高年齢者雇用安定法の的確な施行に努める必要がある。

- ⑥ 育児休業給付については、「雇用保険部会審議経緯」（平成 17 年 1 月 14 日、第 29 回労働政策審議会職業安定分科会配付資料）に留意すること。
- ⑦ 雇用安定事業等については、既存事業の規模を大幅に縮減し、各個別事業について、引き続き不断の見直しを行うべきである。（再掲）

労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会 における検討状況

- 第23回（平成18年3月3日（水）
 - 雇用保険制度の見直しについて（制度全般）
- 第24回（平成18年4月28日（金）
 - 雇用保険制度の見直しについて（適用関係、失業等給付及び財政運営）
- 第25回（平成18年5月25日（木）
 - 雇用保険制度の見直しについて（適用関係、失業等給付及び財政運営）
- 第26回（平成18年6月29日（木）
 - 雇用保険制度の見直しについて（これまでの主な議論等について）
- 第27回（平成18年7月28日（金）
 - 雇用保険制度の見直しについて（雇用保険三事業及び中間報告（案）について）
- 第28回（平成18年8月4日（金）
 - 雇用保険制度の見直しについて（中間報告（案）について）
- 第29回（平成18年9月14日（木）
 - 雇用保険制度の見直しについて（平成17年度決算及び中間報告の論点について）

- 第30回（平成18年10月10日（火）
 - ・ 雇用保険制度の見直しについて（有識者からのヒアリング）
- 第31回（平成18年10月11日（水）
 - ・ 雇用保険制度の見直しについて（中間報告の論点について）
- 第32回（平成18年11月10日（金）
 - ・ 雇用保険制度の見直しについて（中間報告の論点について）
- 第33回（平成18年11月30日（木）
 - ・ 雇用保険制度の見直しについて（報告書の素案等について）
- 第34回（平成18年12月27日（水）
 - ・ 雇用保険制度の見直しについて（報告書（案）について）

雇用保険部会所属委員等名簿

(五十音順)

[平成18年6月6日現在]

公益代表

大沢 真知子	日本女子大学人間社会学部教授
○諏訪 康雄	法政大学大学院政策科学研究所教授
中馬 宏之	一橋大学イノベーション研究センター教授
中達 裕也	九州大学法学研究院教授
林 紀子	弁護士

労働者代表

栗田 博	日本食品関連産業労働組合総連合会中央執行委員
豊島 栄三郎	国公連労働組合連合会副中央執行委員長
長谷川 裕子	日本労働組合総連合会総合労働局長
古川 裕子	J A M 社会政策局部长
三木 茂	自治労全国一般評議会事務局長

使用者代表

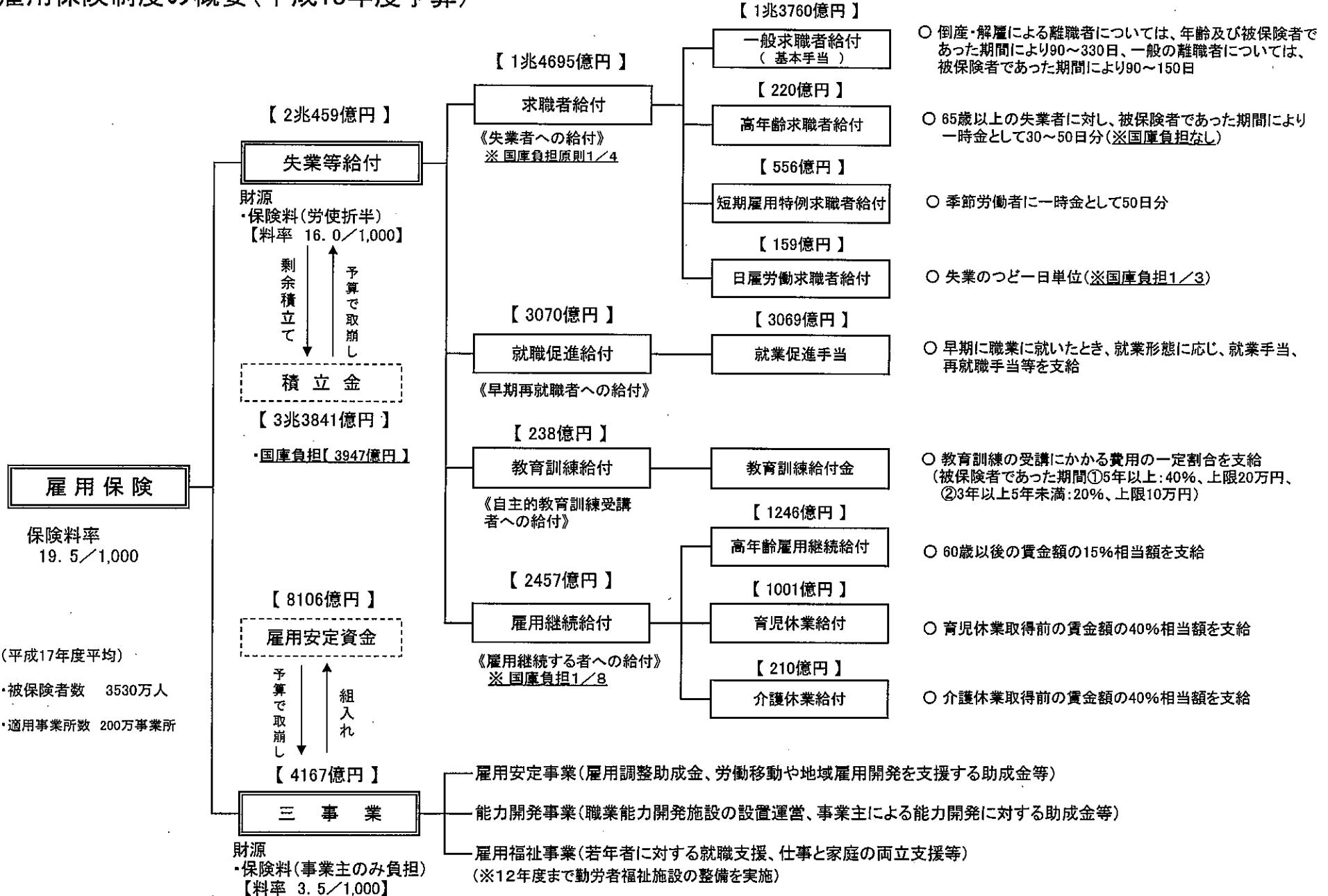
相川 貢	JFEスチール株式会社常務執行役
塩野 典子	富士通(株)人事勤労部担当部長
中島 芳昭	日本商工会議所理事・事務局長
原川 耕治	全国中小企業団体中央会調査部長
輪島 忍	(社)日本経済団体連合会労政第一本部雇用管理グループ長

注) ○=部会長

参 考 资 料

雇用保険制度の概要(平成18年度予算)

12



雇用保険制度の概要

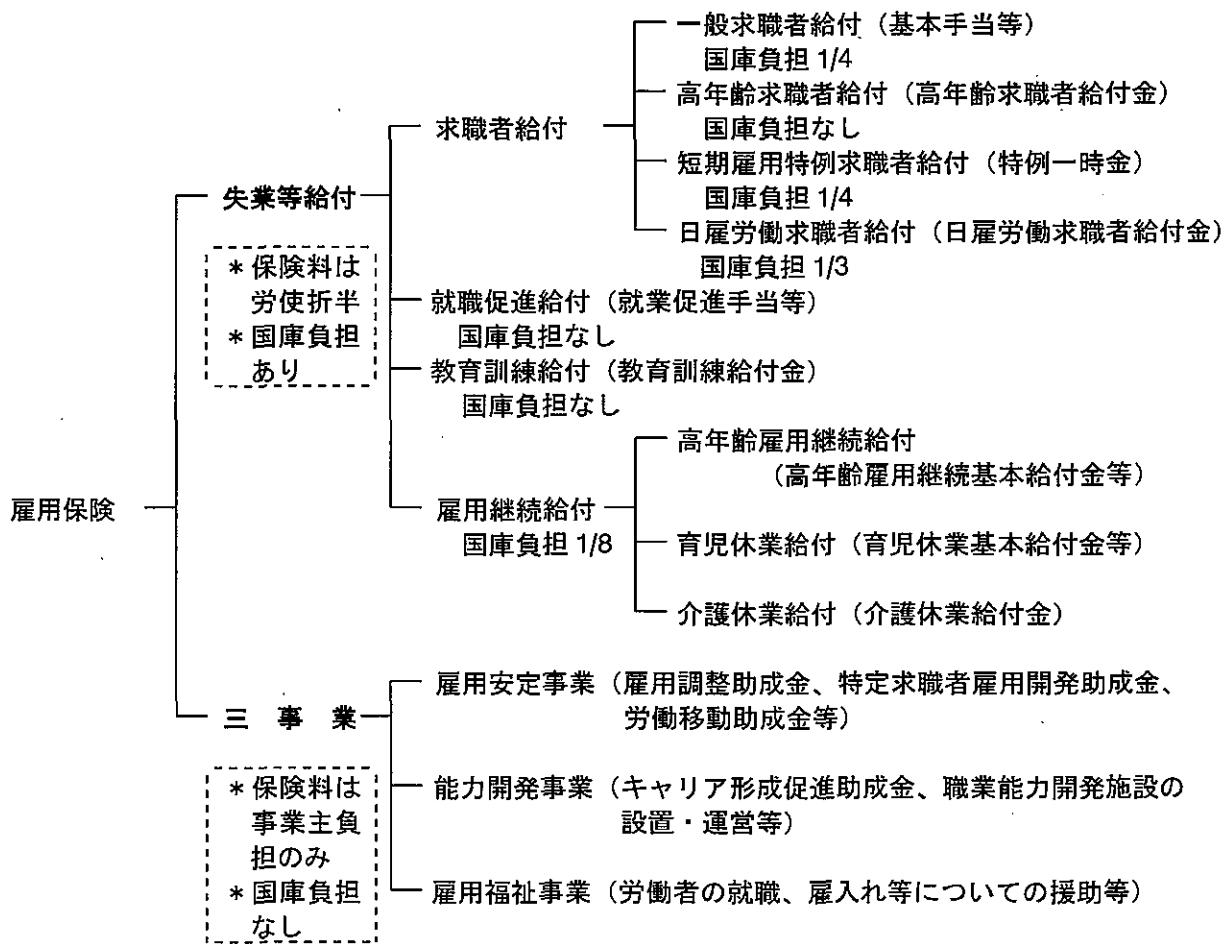
1 制度の概要

(1) 雇用保険は、

- ① 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために失業等給付を支給するとともに、
- ② 失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための三事業を行う、雇用に関する総合的機能を有する制度である。

(2) 雇用保険は、一部の事業（農林水産業の個人事業で常時5人以上を雇用する事業以外＝暫定任意適用事業）を除き、労働者（注）が雇用される事業を強制適用事業としている。

注）週所定労働時間20時間未満の者や、家計補助的、臨時内職的に就労する者は含まない。



2 失業等給付の概要

(1) 基本手当

一般被保険者が失業した場合において、離職の日前1年間に被保険者期間が6月以上ある場合には、4週間に1回、公共職業安定所において、失業状態にあることの認定を行った上で基本手当が支給される。

注)「この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう」(雇用保険法第4条第2項)

支給額は日額及び日数として定められ、基本手当日額は離職前賃金の原則80~50%、所定給付日数は、定年退職者を含め離職前から予め再就職の準備ができるような者に対しては90日~150日(一般的な離職者)、倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者(特定受給資格者)に対しては90日~330日となっている。

イ 基本手当の年齢別上限額

年齢区分	賃金日額上限額	基本手当日額上限額
30歳未満	12,790円	6,395円
30歳以上45歳未満	14,200円	7,100円
45歳以上60歳未満	15,620円	7,810円
60歳以上65歳未満	15,130円	6,808円

ロ 基本手当の給付率

(60歳未満)

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,080円~4,100円	80%	1,664円~3,280円
4,100円~11,870円	80~50%	3,280円~5,935円
11,870円~15,620円	50%	5,935円~7,810円

(60歳以上65歳未満)

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,080円~4,100円	80%	1,664円~3,280円
4,100円~10,640円	80~45%	3,280円~4,788円
10,640円~15,130円	45%	4,788円~6,808円

ハ 納付日数（原則）

(イ) 倒産、解雇等による離職者（(ハ)を除く）

区分 被保険者であった期間	1年未満	1年以上	5年以上	10年以上	20年以上
		5年未満	10年未満	20年未満	
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		90日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

(ロ) 自己都合離職者（(ハ)を除く）

区分 被保険者であった期間	1年未満	1年以上	5年以上	10年以上	20年以上
		5年未満	10年未満	20年未満	
全年齢	90日		90日	120日	150日

(ハ) 就職困難な者（障害者等）

区分 被保険者であった期間	1年未満	1年以上	5年以上	10年以上	20年以上
		5年未満	10年未満	20年未満	
45歳未満	150日		300日		
45歳以上65歳未満			360日		

二 納付日数（特例）

(イ) 訓練延長給付

受給資格者が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練等を受講する場合に、訓練終了までの間、その者の所定給付日数を超えて基本手当が支給される。

なお、平成19年度末までの暫定措置として、35歳以上60歳未満の受給資格者については、複数回の公共職業訓練等の受講を指示することができる。

(ロ) 広域延長給付

厚生労働大臣が指定した地域において、広域職業紹介により職業のあっせんを受けることが適当と公共職業安定所長が認定する受給資格者について、所定給付日数を90日超えて基本手当が支給される。

(ハ) 全国延長給付

失業の状況が全国的に著しく悪化し、一定の基準（基本受給率4%超）を満たす場合に、全ての受給資格者について所定給付日数を90日超えて基本手当が支給される。

(2) 高年齢求職者給付金

同一の適用事業主に 65 歳以前から引き続いて雇用されている 65 歳以上の被保険者（高年齢継続被保険者）が失業した場合において、離職の日前 1 年間に被保険者期間が 6 月以上ある場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、基本手当日額の一定日数分の一時金が支給される。

被保険者であった期間	1 年未満	1 年以上
高年齢求職者給付金の額	基本手当日額の 30 日分	基本手当日額の 50 日分

(3) 特例一時金

季節的に雇用される者（短期雇用特例被保険者）が失業した場合において、離職の日前 1 年間に被保険者期間が 6 月（注）以上ある場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、基本手当日額の 50 日分の特例一時金が支給される。

注）雇用保険法附則第 3 条の規定により、実質的には 4 月と 22 日で足りる。

(4) 日雇労働求職者給付金

日々雇用される者又は 30 日以内の期間を定めて雇用される者（日雇労働被保険者）が失業した場合において、失業の日の属する月の前 2 月において通算して 26 日分以上の印紙保険料が納付されている場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、日雇労働求職者給付金が支給される。

等 級	給 付 金 日 額	賃 金 日 額 区 分
第 1 級	7,500 円	11,300 円以上
第 2 級	6,200 円	8,200 円以上 11,300 円未満
第 3 級	4,100 円	8,200 円未満

(5) 就業促進手当

イ 就業手当

所定給付日数の 3 分の 1 以上、かつ、45 日以上を残して早期に就業（再就職手当の対象となる就職を除く。）をした場合には、就業日ごとに基本手当日額（5,935 円（60 ~ 64 歳は 4,788 円）を上限とする。）の 30%相当額が支給される。

ロ 再就職手当

所定給付日数の 3 分の 1 以上、かつ、45 日以上を残して早期に安定的な職業に再就職した場合には、支給残日数の 30 %に基本手当日額（5,935 円（60 ~ 64 歳は 4,788 円）を上限とする。）を乗じた額の一時金が支給される。

ハ 常用就職支度手当

障害者、45 歳以上の再就職援助計画対象者等が安定的な職業に再就職した場合（ロ

の再就職手当を受けられる場合を除く。) には、支給残日数の 30 %に基本手当日額(5,935 円 (60 ~ 64 歳は 4,788 円) を上限とする。) を乗じた額の一時金が支給される。

(6) 教育訓練給付金

イ 支給対象者

次のいずれかに該当する者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受け、修了した場合、支給要件期間（注 1）が 3 年以上あるときに、当該教育訓練に要した費用に応じて教育訓練給付金が支給される。

(イ) 教育訓練を開始した日に一般被保険者である者。

(ロ) (イ) 以外の者であって、教育訓練を開始した日が一般被保険者でなくなってから 1 年以内（適用対象期間（注 2）の延長が行われた場合には最大 4 年以内）にある者。

注 1) 教育訓練を開始する日までの通算した被保険者であった期間。なお、過去に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合は、支給に係る教育訓練を開始した日前の期間は、支給要件期間には算入されない。

注 2) 一般被保険者でなくなってから 1 年間のうちに妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により引き続き 30 日以上対象教育訓練の受講を開始できない日がある場合には、教育訓練の受講開始期限を延長することができる。

ロ 給付額

支給要件期間の区分に応じ、下記のとおり。

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| (イ) 3 年以上 5 年未満 | 教育訓練に要した費用の 20 % (上限 10 万円) |
| (ロ) 5 年以上 | 教育訓練に要した費用の 40 % (上限 20 万円) |

(7) 高年齢雇用継続給付

被保険者であった期間が 5 年以上ある 60 歳以上 65 歳未満の労働者であって、各月に支払われる賃金が 60 歳時点の賃金の 75 %未満である者には、高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金）が支給される。

イ 支給対象者

60 歳時点に対して賃金額が 25 %を超えて低下した状態で雇用を継続する高年齢者（被保険者であった期間が 5 年以上ある 60 歳以上 65 歳未満の被保険者）。

ロ 給付額

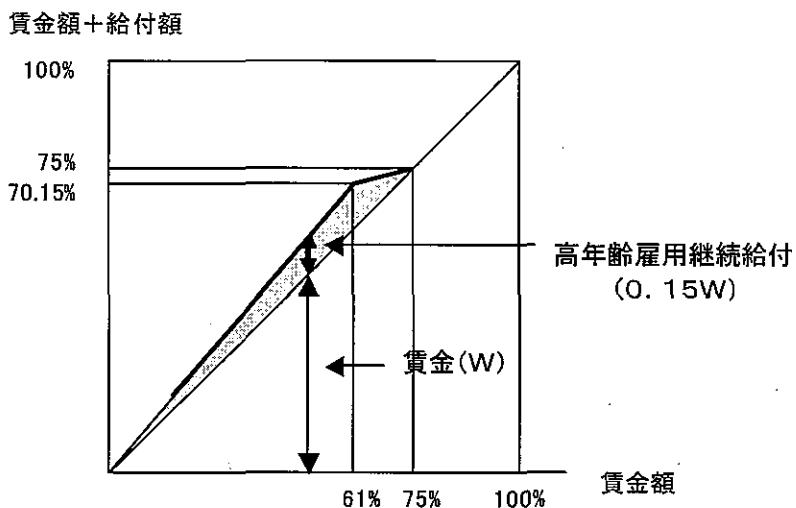
60 歳以後の各月の賃金の 15 %（賃金と給付の合計額が 60 歳時点の賃金の 70.15 %を超え 75 %未満の場合は過減した率）。

賃金と給付の合計が月額 34 万 733 円を超える場合は、超える額を減額。

ハ 支給期間

65 歳に達するまでの期間（基本手当等受給後に再就職した場合は、基本手当の支

給残日数 200 日以上は 2 年間、100 日以上は 1 年間)。



(注) パーセンテージは 60 歳時点の賃金に対する割合である。

注) 同一の再就職について、再就職手当と高年齢再就職給付金は併給されない。

(8) 育児休業給付

1 歳（その子が 1 歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合には 1 歳半）未満の子を養育するため育児休業をした被保険者であって、育児休業開始前 2 年間にみなし被保険者期間（賃金支払の基礎となった日数が 11 日以上ある月）が 12 月以上ある者には、育児休業給付（育児休業基本給付金、育児休業者職場復帰給付金）が支給される。

イ 休業前賃金の 40 %相当額を支給（30 %相当額を休業期間中に支給し、残額は育児休業後 6 月間被保険者として雇用された場合に支給）。

ロ 賃金と給付の合計額が休業前賃金の 80 %を超える場合は、超える額を減額。

(9) 介護休業給付

家族の介護を行うため介護休業をした被保険者であって、介護休業開始前 2 年間にみなし被保険者期間（賃金支払の基礎となった日数が 11 日以上ある月）が 12 月以上ある者には、介護休業給付金が支給される。

イ 休業前賃金の 40 %相当額を支給。

ロ 賃金と給付の合計額が休業前賃金の 80 %を超える場合は、超える額を減額。

3 雇用保険三事業の概要

(1) 雇用安定事業

被保険者等に關し失業の予防を図るとともに、雇用状態の是正、雇用機会の増大等雇用の安定を図る。

(2) 能力開発事業

職業訓練施設の整備、労働者の教育訓練受講の援助など、職業生活の全期間を通じた労働者の能力開発・向上を図る。

(3) 雇用福祉事業

労働者の職業生活上の環境の整備改善、就職の援助その他福祉の増進を図る。

4 費用の負担

求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。）及び雇用継続給付に要する費用は労使が負担する保険料と国庫負担により賄い、高年齢求職者給付金及び教育訓練給付に要する費用は労使が負担する保険料のみにより賄い、三事業に要する費用は全額事業主のみが負担する保険料により賄われる。

(1) 保険料

	事業主負担	労働者負担	計
失業等給付のための保険料	8 1,000	8 1,000	16 1,000
三事業のための保険料	3.5 1,000	なし	3.5 1,000
計	11.5 1,000	8 1,000	19.5 1,000

(2) 国庫負担

- イ 高年齢求職者給付金及び日雇労働求職者給付金以外の求職者給付にあっては、これに要する費用の4分の1を負担する。
- ロ 日雇労働求職者給付金にあっては、これに要する費用の3分の1を負担する。
- ハ 雇用継続給付にあっては、これに要する費用の8分の1を負担する。

失業等給付関係収支状況

(単位: 億円)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度 (予算)	19年度 (予定)
収 入	17,397	17,317	16,239	23,830	25,886	25,321	25,377	28,978	28,756	21,782
うち 保険料収入	12,929	12,335	12,164	18,251	19,211	20,242	20,435	23,856	24,531	19,483
うち 失業等給付に 係る国庫負担金	3,078	4,012	3,354	4,884	6,417	4,494	4,267	3,462	3,939	1,837
支 出	27,018	27,806	26,660	27,275	26,820	21,321	17,416	16,972	22,947	18,881
うち 失業等給付費	(25,762)	(26,550)	(25,138)	(26,007)	(25,292)	(19,618)	(14,672)	(13,772)	(20,459)	(16,783)
うち 求職者給付費	22,739	23,257	21,764	22,498	21,469	16,275	12,094	10,916	14,695	12,829
差 引 剰 余	▲ 9,621	▲ 10,489	▲ 10,421	▲ 3,445	▲ 934	4,000	7,962	12,006	5,809	2,900
積 立 金 残 高	29,354	18,865	8,443	4,998	4,064	8,064	16,026	28,032	33,841	36,741

(注) 1. 18年度及び19年度の「支出」には、予備費(18' 1,240億円、19' 840億円)が計上されている。

2. 数値は、それぞれ四捨五入している。

三事業関係収支状況

(単位: 億円、%)

	13年度		14年度		15年度		16年度		17年度		18年度 (予算)	19年度 (予定)
	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算		
收 入	5,516	5,347	5,263	5,255	5,081	5,123	5,132	5,193	5,134	5,254	5,391	4,861
支 出	6,891	5,839	6,168	4,854	5,770	4,124	5,073	3,892	4,771	3,683	4,167	3,563
雇用安定事業	3,697	2,917	3,110	2,161	2,772	1,689	2,400	1,557	2,225	1,481	1,794	2,088
能力開発事業	1,928	1,724	1,884	1,727	1,766	1,509	1,537	1,432	1,482	1,395	1,409	1,363
雇用福祉事業	1,197	1,191	1,116	957	1,052	917	1,006	893	945	798	873	51
支出のうち助成金	3,914	3,139	3,296	2,213	2,698	1,504	2,215	1,345	2,030	1,265	1,619	1,255
差 引 剰 余	▲ 1,375	▲ 492	▲ 905	401	▲ 689	999	60	1,301	362	1,571	1,223	1,298
安 定 資 金 残 高		2,609		3,011		4,010		5,312		6,883	8,106	9,404

(注) 1. 予算の「支出」には、予備費(13' 60億円、14' 49億円、15' 170億円、16' 120億円、17' 110億円、18' 80億円、19' 50億円)が計上されている。

2. ()内は、それぞれ予算に対する執行率である。

3. 数値は、それぞれ四捨五入している。

雇用保険料及び国庫負担の推移

	雇用保険料		国庫負担率 (基本手当)
	失業等給付保険料率 (労使折半)	三事業保険料率 (使用者負担)	
失業保険(昭22)	22 1,000	22 1,000	
(昭24)	20 1,000	20 1,000	
(昭27)	16 1,000	16 1,000	
(昭34)	↓	↓	↓
(昭35)	14 1,000	14 1,000	1 4
(昭45)	13 1,000	13 1,000	
雇用保険(昭50)	13 1,000	10 1,000	3.0 1,000
(昭53)	13.5 1,000	↓	3.5 1,000 (法改正)
(昭54)	14.5 1,000	11 1,000 (法改正)	↓
(昭56)	14.0 1,000	↓	3.0 1,000 (弾力)
(昭57)	14.5 1,000	↓	3.5 1,000 (弾力)
(昭61)	14.0 1,000	↓	3.0 1,000 (弾力)
(昭63)	14.5 1,000	↓	3.5 1,000 (弾力)
(平4)	12.5 1,000	9 1,000 (弾力)	22.5% (1/4×0.9)
(平5)	11.5 1,000	8 1,000 (法改正)	20.0% (1/4×0.8)
(平10)	↓	↓	14.0% (20.0%×0.7)
(平13)	15.5 1,000	12 1,000 (法改正)	1 4
(平14)	17.5 1,000	14 1,000 (弾力)	
(平15)	19.5 1,000	16 1,000 (法改正)	

(注1) 農林水産業、清酒製造業及び建設業の失業等給付保険料率については労使双方1/1000ずつの上乗せがあり、また、建設業の三事業保険料率については、1/1000の上乗せがある。

(注2) 平成15年度法改正により、失業等給付の保険料率が16/1000とされたが、法律の附則により平成15年度及び16年度は暫定的に14/1000とされた。

(注3) 平成4年度～平成12年度の国庫負担は、「当分の間」の措置として、本来の国庫負担の所要額に一定の率(H4年度0.9、H5～9年度0.8、H10～12年度0.56)を乗じて得た額とされた。

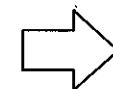
雇用保険制度における弾力条項について

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第12条第5項及び第7項)

失業等給付に係る弾力条項

2 <

$$\frac{((\text{失業等給付に係る保険料額} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費}) + \text{当該年度末の積立金}}{\text{失業等給付費}}$$



保険料率
引き下げ可能
(~2/1000)

$$\left. \begin{array}{ll} \text{※ 16年度決算額による計算} & = 1.71 \\ \text{※ 17年度決算額による計算} & = 2.98 \end{array} \right\}$$

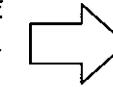
23

17年度決算額による計算では、保険料率16/1000を14/1000まで引き下げることが可能。

雇用保険三事業に係る弾力条項

1.5 <

$$\frac{(\text{三事業に係る保険料額} - \text{三事業に要する費用}) + \text{当該年度末の雇用安定資金}}{\text{三事業に係る保険料額}}$$



保険料率
引き下げ
(0.5/1000)

$$\left. \begin{array}{ll} \text{※ 16年度決算額による計算} & = 1.26 \\ \text{※ 17年度決算額による計算} & = 1.54 \end{array} \right\}$$

17年度決算額による計算では、保険料率3.5/1000を3/1000まで引き下げることが必要。

特別会計の見直しについて－制度の再点検と改革の方向性－ (平成17年11月21日 財政制度等審議会報告)(抄)

II 各特別会計の見直しの方向

(4) 労働保険特別会計

②現時点における再検討・方向性

雇用保険等については、現時点においても、セーフティネットとして国として行う必要性が認められるとともに、保険料財源を中心に運営されていることから区分経理の必要性も認められる。

しかしながら、雇用保険三事業については、近年の雇用失業情勢に照らし、保険料財源を使って安易に事業を進めるなど本来の目的を逸しているものもあるのではないかとの批判がある。このため、これら事業については、真に雇用・就業に資するかどうかという観点から、目標管理の手法を活用するなどの取組も進められているが、単なる事業の効果の評価にとどまることなく、事業のそもそもの必要性にまで遡り、それぞれの事業の廃止を含めた見直しにより、事業全体の更なる縮減・合理化を厳しくしていくべきである。

なお、雇用保険制度の根幹である失業等給付が労使の共同連帯による保険制度であることや、諸外国における国庫負担率に鑑みれば、雇用保険制度全体についても、国庫負担の在り方も含め見直しを検討すべきである。

行政改革の重要方針(抄)

平成17年12月24日
閣議決定

3 特別会計改革

- ④ 労働保険特別会計については、原則として純粋な保険給付事業に限り本特別会計にて経理するものとし、労働福祉事業及び雇用保険3事業については、廃止も含め徹底的な見直しを行うものとする。また、失業給付事業における国庫負担の在り方については、廃止を含め検討するものとする。

※ 特別会計整理合理化計画骨子(平成17年12月21日 自由民主党行政改革推進本部特別会計改革委員会)と同文。

○ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)(抄)

(労働保険特別会計に係る見直し)

第二十三条 労働保険特別会計において経理される事業は、労災保険法の規定による保険給付に係る事業及び雇用保険法の規定による失業等給付に係る事業に限ることを基本とし、労災保険法の規定による労働福祉事業並びに雇用保険法の規定による雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業については、廃止を含めた見直しを行うものとする。

2 雇用保険法第六十六条の規定による国庫負担(失業等給付に係るものに限る。)の在り方については、廃止を含めて検討するものとする。

歳出・歳入一体改革に向けた基本的考え方について (平成18年6月14日 財政制度等審議会報告)(抄)

II. 各歳出分野における中期的な歳出改革方策

2. 社会保障

(3) 雇用

雇用については、特別会計改革の観点から、雇用保険三事業(雇用安定事業、能力開発事業、雇用福祉事業)の見直しを進めてきた。更に、「行政改革推進法」において、雇用保険の国庫負担(失業等給付に係るものに限る。)の在り方については、廃止を含めて検討するものとされた。

この特別会計改革の趣旨を踏まえ、雇用保険制度の根幹である失業等給付が、被用者のみを対象とする労使の共同連帯による保険制度であることを考えれば、平成19年度予算編成において国庫負担の廃止を含めた在り方の見直しを行うべきである。

また、雇用保険三事業についても、失業等給付の抑制に資する観点から、事業の在り方そのものについても抜本的な見直しを行う必要がある。

なお、雇用対策については、引き続き、雇用のミスマッチが依然として大きい若年者対策や雇用情勢の地域差の改善、更には、障害者も自らの選択により社会の支え手として働き、納税者にもなり得るような環境整備など、多様な働き方や円滑な労働移動等の実現による就業機会の確保等を図っていく必要がある。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(抄)

平成18年7月7日

閣 議 決 定

別紙

社会保障

<雇用>

- ・ 失業等給付の国庫負担の在り方については、「廃止を含めて検討する」という「行政改革推進法」の趣旨を踏まえ、かつ、昨今の雇用保険財政の状況(積立金2.5兆円)にかんがみ、2007年度において、廃止を含む見直しを行う。

平成19年度予算の編成等に関する建議

(平成18年11月22日 財政制度等審議会)抜粋

II 各論

1. 社会保障

(2)雇用関係

雇用情勢については、厳しさが残るもの、改善が進んでいる。しかしながら、若年者を中心に雇用のミスマッチが依然として大きく、多くのフリーターや無業者が存在している。また、雇用情勢には地域間の格差や非正規雇用の割合の増加がみられる。

更に、高齢者や女性などがそれぞれの状況に応じた多様な働き方を実現できるような環境整備が重要となっている。また、障害者も自らの選択により社会の支え手として働き、納税者にもなりうるような多様な働き方を実現できるような環境整備が重要となっている。

これらの問題については、企業や地域の主体的な取組みが求められるとともに、雇用対策としては、多様な働き方や円滑な労働移動の実現による就業機会の確保等を図っていく必要がある。

雇用保険については、労使の共同連帯による保険制度であるとの基本的考え方や主要先進国との比較を踏まえれば、現行の国庫負担の在り方は抜本的な見直しが必要であり、「基本方針2006」等では、保険給付に係る国庫負担について「廃止を含む見直しを行う」とされたところである。雇用情勢が極端に悪化した場合に、必要な保険給付をいかに確保するかという観点を踏まえる必要がある一方で、我が国財政の極めて厳しい状況や現在の雇用保険財政の状況に照らせば、保険給付に係る国庫負担については、平成19年度予算編成において廃止を念頭に、特別会計改革や歳出・歳入一体改革の趣旨に沿って、その在り方にまで遡った抜本的な改革を行うべきである。

また、雇用保険3事業については、財政規律について厳しい指摘があったことを十分に踏まえ、平成19年度予算編成においては、失業の予防と雇用の安定等の観点から実施されるものであるとの原点に立ち返り、「行政改革推進法」等における特別会計改革の趣旨に沿って、雇用福祉事業の廃止を含め、個々の事業の在り方そのものについて抜本的な見直しを行う必要がある。

雇用保険三事業の見直しについて（抄）

30

**平成 18 年 7 月 26 日
雇用保険三事業見直し検討会**

雇用保険三事業の見直しについて

1. 雇用保険三事業見直しの背景

雇用保険三事業（以下「三事業」という。）については、平成17年12月24日に閣議決定された「行政改革の重要方針」において、「労働保険特別会計については、原則として純粋な保険給付事業に限り本特別会計にて経理するものとし、労働福祉事業及び雇用保険3事業については、廃止も含め徹底的な見直しを行うものとする」とされおり、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第23条第1項においても同様の規定が設けられたところである。

これを踏まえ、三事業については、失業等給付の事業に資する観点から個別の事業ごとに精査の上、真に必要な事業に限定する等事業の廃止も含め徹底的な見直しを行うことが必要である。

このため、費用負担者である事業主の団体の参画により、雇用保険三事業見直し検討会（以下「見直し検討会」という。）を開催し、三事業で行われる各事業について、事業の廃止も含め、徹底した精査を行い、個別事業の見直し・整理案及び三事業全体の再編案を策定することとしたものである。

※ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第23条第1項

労働保険特別会計において（中略）雇用保険法の規定による雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業については、廃止を含めた見直しを行うものとする。

2. 18年度における三事業

18年度における三事業については、以下のように分類される (() は18年度予算額)

(1) 17年度に目標設定した事業【142事業】(3,640億円)

※独立行政法人への交付金による事業の再掲分含む。

(2) 目標未設定の事業等

ア 18年度新規事業【21事業】(40億円)

イ 上記以外の事業

① 8千万円以上の事業【11事業】(155億円)

② 8千万円未満の事業【53事業】(11億円)

ウ その他(システム経費、その他事務費及び経過措置)(227億円)

3. 事業見直し方針

2に掲げる事業の見直しに当たっては、以下の方針で精査することとした。

(1) 2(1)(17年度に目標設定した事業) 及び2(2)イ①(8千万円以上で目標未設定事業)

ア 雇用保険事業の附帯事業としての合目的性

(ア) 雇用保険の失業等給付の事業に資するか。

失業の予防又は早期解消、労働市場の環境整備等雇用の安定に資するか、雇用の増につながるか等。

(イ) 合目的性を担保できるか。

いわゆる「ユーザー評価」以外のアウトカム目標が定量的に設定できるか等。

イ 手法の適切性

手法が効果的かどうか、暫定評価も活用し判断。

ウ 積極的な事業の必要性

現時点で積極的に行う必要のある事業であるか。

(注1) 必要な経過措置は19年度以降も措置。

(注2) 19年度より、三事業の各事業については、経過措置及び廃止予定事業を除き、小規模のものも含めすべて目標設定することとする。

(※) 財政制度等審議会の審議において全ての事業の目標設定の必要性が指摘されていることを踏まえ措置。

(2) 2 (2) アの事業 (18年度新規事業)

適切な目標を設定することとする。

(3) 2 (2) イ②の事業（8千万円未満で目標未設定事業）

廃止・整理する。

4. 事業精査の結果

上記3の方針に従い、三事業による各事業（以下「雇用安定等事業」という。）について精査した結果、

- ① かつて勤労者福祉施設の整備等を行っていた雇用福祉事業は、失業の予防又は早期解消、労働市場の環境整備等雇用の安定に資するか、雇用の増につながるか等失業等給付の事業に資するかどうか検討したところ、必ずしもそのような目的を有していないものも相当程度あることから、事業類型としては廃止することが適当である。ただし、個別事業（事業内容等を見直したものも含む。）について、失業等給付の事業に資するものであり、かつ、効果的な事業であるものについては、雇用安定事業又は能力開発事業として実施することが適当である。
- ② 雇用安定事業及び能力開発事業については、成果に係る評価等により手法の適切性や積極的な事業の必要性を精査した結果、事業の廃止又は見直しを必要とするものや過剰予算となっているものもあり、徹底した整理合理化が必要である。

（参考）雇用安定事業及び能力開発事業のうち雇用安定等事業として廃止【15】（117億円）

※別紙1 中×の内数

雇用安定事業及び能力開発事業のうち廃止・見直しが必要な事業【22】（666億円）

※別紙1中1、2及び3

雇用安定事業及び能力開発事業のうち予算削減が必要な事業【12】(868億円)

※別紙1中4

※独立行政法人への運営費交付金を除く。

③ このような見直しにより、既存事業については、現在の経済情勢や雇用・失業情勢を前提とすると少なくとも平年度で750～800億円（概ね保険料率0.5/1000に相当）以上の予算額の削減が可能と考えられる。

※三事業に係る保険料率は3.5/1000。雇用安定資金が一定程度に達すると0.5/1000引き下がる。

④ また、今後、当面は以下のような雇用対策に重点を置くべきである。

(1) 人口減少下において、若者、高齢者等すべての人の就業参加の実現を目的とした雇用対策の推進

ア フリーターの常用雇用化等若年者雇用対策の強化

イ 団塊世代の高齢化に対応した高齢者雇用対策の推進

ウ 育児期間中の雇用継続、能力開発、再就職の促進等両立支援対策の推進

エ 非正規労働者の安定した雇用の促進

オ 雇用情勢の厳しい地域に重点化した地域雇用対策の推進

カ 福祉と雇用の連携による障害者等の自立・就労支援

(2) 雇用のミスマッチ縮小のための求職者・労働者に着目した雇用対策の推進

ア 雇用保険受給資格者の早期再就職の促進

- イ 離職予定在職者や転職希望者の失業を経ない再就職の促進
- ウ 中小企業における人材確保及び職業能力開発の促進
- エ 雇用管理の改善による職場定着の促進等
- オ ミスマッチ縮小のための職業能力開発対策の推進

- ⑤ さらに、継続的な見直し体制を確立する観点から、P D C Aサイクルによる目標管理の徹底と事業の合目的性、必要性及び効率性の不断のチェックを行うため、費用負担者である事業主の団体の参画を得た上で、雇用安定等事業について継続的な評価・見直しを実施するべきである。また、新規事業の創設に当たっては、予算案段階での十分なチェック等透明性を高めるとともに、既存事業の廃止・縮減といつたいわゆるスクラップ・アンド・ビルドの手法の活用を図る必要がある。
- ⑥ 上記①～⑤について、平成19年度予算案にも可能な限り反映させるよう努めるべきである。

との結論を得た。

なお、3(1)の方針に基づく雇用安定等事業の精査結果は別紙1～5のとおりである。

精査類型と精査内容

(百万円)

	基本となる精査類型	事業数	金額
×	雇用安定等事業としては廃止することが適当。	31	14,986
1	要因分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。	5	47,440
①	雇用福祉事業としては廃止。(要因分析の上、事業自体の廃止又は見直しが必要。)	11	11,780
2	要因分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。	15	16,514
②	雇用福祉事業としては廃止。(要因分析の上、事業内容の見直し又は事業自体の廃止が必要。)	5	1,094
3	要因分析の上、事業の廃止も含め抜本的に見直しが必要。	2	2,690
③	雇用福祉事業としては廃止。(要因分析の上、事業自体の廃止も含め抜本的に見直しが必要。)	2	776
4	施策としては原則継続。予算額の適正化等が必要。	12	86,813
④	雇用福祉事業としては廃止。事業の性質上、雇用安定事業又は能力開発事業として位置づけることが適当。また、予算額の適正化等が必要。	3	2,580
5	施策としては原則継続。必要に応じ手法の改善を行う。	20	41,072
⑤	雇用福祉事業としては廃止。事業の性質上、雇用安定事業又は能力開発事業として位置づけることが適当。また、必要に応じ手法の改善を行う。	20	24,599
6	集計中	2	1,477
7	18年度施行状況を見て判断。	25	23,377
⑦	雇用福祉事業としては廃止。(18年度施行状況を見て判断。)	18	11,865

※1 7及び⑦の事業については、18年度施行状況に基づき精査を行う。

※2 独立行政法人運営費交付金については、別紙5参照。

※ 別紙2～5略

雇用保険三事業見直し検討会・参考者

(日本経済団体連合会)

紀陸 孝 (専務理事)

片野坂真哉 (全日本空輸(株)人事部長)

川本裕康 (労政第一本部長)

遠藤寿行 (経済第三本部副本部長)

(日本商工会議所)

伊藤雅人 (労働委員長、オーデリック(株)社長)

坪田秀治 (理事・産業政策部長)

(全国中小企業団体中央会)

山崎克也 (常務理事)

原川耕治 (調査部長)

(厚生労働省)

鈴木直和 (職業安定局長)

高橋 満 (職業安定局次長)

熊谷 豪 (労働基準局総務課長)

生田正之 (職業安定局総務課長)

杉浦信平 (職業能力開発局総務課長)

香取照幸 (雇用均等・児童家庭局総務課長)

川口達三 (労政担当参事官)

平成17年1月14日

雇用保険部会審議経緯

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う雇用保険法施行規則の一部改正については、本年1月12日及び同月14日の当部会での審議の結果、省令案要綱として別添の厚生労働省案がおおむね妥当であるとの結論を得た。

また、当部会としては、育児休業期間中等の所得保障の在り方について、雇用保険制度以外の制度で対応することも含め、関係部局において検討することが適当であるということで意見の一一致をみた。

なお、質疑において、事務局回答により、以下の事項が確認された。

- 本来育児休業給付の支給を受けることができる育児休業取得者について、その支給が阻害されることにならないよう、支給申請に係る様式等の関係手続について工夫するとともに、その周知徹底を図る。
- 期間雇用者に係る育児・介護休業給付の施行状況を的確に把握するとともに、これに基づき速やかに必要な見直しの検討を行う。

※ 労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会における議論の結果を、部会長が同部会から労働政策審議会職業安定分科会へ報告する際に用いた資料（第29回労働政策審議会職業安定分科会配付資料）。